

# 教職員組合に入ろう!!

あなたの職場環境を良くする近道は  
あなた自身が  
組合の仲間になること。



「組合が頑張ってくれるから、自分が入らなくても…」  
そういうふうに考えていませんか?もし、そうだとしたら  
あなたの現場の声は重みを持って届いてはいきません。

同じ職場の組合のなかまと一緒に要求していくことが、職場環境改善の第一歩。  
なかまが一致して要求するということが大切です。

現在の組合の組織率は約20%。これから先に予測される大嵐に立ち向かうためには  
まだまだ組合を大きくしていかなければいけません。  
組合を陰ながら応援しているという方、職場環境を良くしたいという方は、ぜひ組合に  
加入して下さい。あなたが組合のなかまになることを、私たちは心待ちにしています。

加入申込みは、学内便やメールでも受け付けています。



広報紙「ひろば」やホームページにも申し込み用紙がありますので、  
ぜひご活用下さい。

詳しくは、組合事務所やお近くの組合員にお問い合わせ下さい。  
東広島組合事務所・内線(東広島 84)-5390・直通 Tel/Fax 082(422)7556

みんなで作るホームページ・広島大学教職員組合

広島大学長 牟田泰三 殿

東広島地区「歯科診療所」開設についての要求書

2006年10月19日

広島大学教職員組合

執行委員長 吉田



11月1日開設予定の東広島地区歯科診療所について、「歯科医師1名と歯科衛生士1名が勤務する」との情報提供を事務レベルでうけました。

受付業務も行う歯科衛生士が、たった1名の配置では、有給休暇など各種休暇の権利保障もされず、本人の突発的な病休等にさえ対応できません。

また、歯科衛生士は震地区の減員で対応すると伝え聞いていますが、震地区に余裕の人員はなく、これまで以上の業務増による混乱、スタッフの労働時間と休暇等への影響が必至です。勤務地が変ることによる通勤の時間的、精神的負担も看過できません。

しかも「現員対応方針」は最近になって職場に伝えられており、開設にあたって適切な人員確保の問題が、著しく軽視されていたと受け取らざるを得ません。

開設目的である「東広島地区における歯科診療の向上に寄与する」ためには、経験のある歯科衛生士の複数配置が必要と考えますし、震地区の歯科診療業務の水準とスタッフの労働条件も維持される必要があります。

そこで下記の項目について要求します。診療所開設までに迅速に対応し10月26日までに回答を下さいますようお願いいたします。

記

1. 東広島地区歯科診療所の歯科衛生士は常駐者を2名配置し、純増とすること。
2. その上で、有給休暇・病気休暇等の取得のため、応援体制も確保すること。
3. 震地区の歯科衛生士の異動で対応する場合は、震地区を相当分の純増とすること。

以上

11月1日の東広島歯科診療所の開所にあたり、広大病院と新診療所で働く歯科衛生士の労働条件改善のための要求書を、大学に提出しました。  
(現在、大学側の回答待ちです。)